

教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第五十八号

教育委員会に対する事務委任規則の一部を改正する規則

教育委員会に対する事務委任規則（昭和四十六年広島県規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(委員会への委任) 第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(一) 物品(事務局本庁(以下「本庁」という。)の用に供するもの及び知事が特に指定するものに限る。)</p> <p>(二) 物品(事務局本庁(以下「本庁」という。)の用に供するもの及び知事が特に指定するものに限る。)</p> <p>(三) 予定価格が七千万円以上の物品の購入に関する事。</p> <p>(四) (略)</p> <p>(七) (略)</p> <p>(一)から(七)までに掲げるもののほか、知事が一括して行う契約に関する事及び知事が電子入札により締結する契約に関する事。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 公有財産で本庁の用に供するもの以外のものの無償による取得及び借受けに関する事。</p> <p>五 物品の取得(予定価格が七千万円以上の物品の購入を除く。)</p> <p>及び予定価格が七千万円未満の物品の処分並びに物品及び占有動産の管理及び出納通知に関する事。</p> <p>六―十四 (略)</p>	<p>(委員会への委任) 第二条 (略)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>(一) 物品(事務局本庁(以下「本庁」という。)の用に供するもの及び知事が特に指定するものに限る。)</p> <p>(二) 物品(事務局本庁(以下「本庁」という。)の用に供するもの及び知事が特に指定するものに限る。)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(六) (略)</p> <p>(一)から(六)までに掲げるもののほか、知事が一括して行う契約に関する事及び知事が電子入札により締結する契約に関する事。</p> <p>三 (略)</p> <p>四 公有財産及び物品で本庁の用に供するもの以外のものの無償による取得及び借受けに関する事。</p> <p>五 物品及び占有動産の管理及び出納通知並びに物品(本庁の用に供するもの及び知事が特に指定するものを除く。)</p> <p>の処分に關する事。</p> <p>六―十四 (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。